

## 鹿 児 島 県 公 報

令和元年10月15日（火）第47号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害福祉課取扱い） 1
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 1
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 2
  - 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（水産振興課取扱い） 2
  - 洪水浸水想定区域の指定（3件）（河川課取扱い） 2
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 3

## 告 示

## 鹿児島県告示第419号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和元年10月15日

鹿児島県知事 三反園訓

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		
平田 淳作	医療法人健仁会平田整形外科クリニック	出水市上知識町856番地	整形外科	令和元年10月3日
吉留 大喜	吉留クリニック	始良市蒲生町上久徳2561番地	内科	令和元年10月3日
古城 圭馴美	鹿児島こども病院	日置市伊集院町妙円寺二丁目2000番669	小児科	令和元年10月3日
原 善根	長島クリニック	出水郡長島町指江82番地13	内科	令和元年10月3日
玉榮 剛	沖永良部徳洲会病院	大島郡知名町瀬利覚小米原2208	外科	令和元年10月3日

## 鹿児島県告示第420号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和元年10月15日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		辞退年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
ひまわり薬局	志布志市志布志町安楽前田	令和元年	育成医療・更

	622番1	5月10日	生医療
--	-------	-------	-----

**鹿児島県告示第421号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和元年10月15日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ひまわり薬局	志布志市志布志町安楽瀬戸 2071番地1-3	令和元年 9月1日	育成医療・更 生医療
あさひ調剤薬局	薩摩川内市西向田町77番2号	令和元年 10月1日	育成医療・更 生医療
中江薬局	奄美市名瀬長浜町21の11	令和元年 10月1日	育成医療・更 生医療

**鹿児島県告示第422号**

熊毛郡中種子町坂井5704番地1 山本進一及び熊毛郡中種子町納官4208番地 竹野浩幸からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和元年10月15日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 中種子町区域（熊毛郡中種子町の地区）
- 2 区分 小型定置漁業又は総トン数10トン以上20トン未満の漁船によりまぐろはえ縄漁業を営む漁業

**鹿児島県告示第423号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定した。

なお、平成19年3月30日鹿児島県告示第607号（浸水想定区域の指定）は、廃止する。

令和元年10月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 河川の名称  
天降川水系天降川，手籠川及び郡田川
- 2 指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間  
別紙図面のとおり
- 3 計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深  
別紙図面のとおり  
（「別紙図面」は、省略し、鹿児島県土木部河川課及び始良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第424号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定した。

なお、平成19年5月29日鹿児島県告示第907号（浸水想定区域の指定）は、廃止する。

令和元年10月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 河川の名称  
米之津川水系米之津川
- 2 指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間  
別紙図面のとおり
- 3 計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深  
別紙図面のとおり  
（「別紙図面」は、省略し、鹿児島県土木部河川課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第425号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定した。

なお、平成21年3月31日鹿児島県告示第461号（浸水想定区域の指定）は、廃止する。

令和元年10月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 河川の名称  
川内川水系平佐川
- 2 指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間  
別紙図面のとおり
- 3 計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深  
別紙図面のとおり  
（「別紙図面」は、省略し、鹿児島県土木部河川課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

**公安委員会告示****鹿児島県公安委員会告示第69号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和元年10月15日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P ガラスの仮面M-K 1	株式会社ニューギン	9P0629
ぱちんこ遊技機	P ガラスの仮面ML-K 1	株式会社ニューギン	9P1079
ぱちんこ遊技機	P 新世紀エヴァンゲリオン シ ト、新生G	株式会社ビスティ	9P1121